

平成十三年八月七日受領
答弁第一二二八号

内閣衆質一五一第一二八号

平成十三年八月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員阿部知子君提出医師会・歯科医師会と政治団体との不適切な関係に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出医師会・歯科医師会と政治団体との不適切な関係に関する質問に対する答

弁書

一について

神奈川県によれば、社団法人神奈川県医師会、神奈川県医師連盟及び自由民主党神奈川県医療会支部の事務所の所在地及び代表者は同一であるが、同会においては公益法人としての目的に沿った活動が行われているとのことであり、これらの団体の事務所の所在地及び代表者が同一であるということをもって直ちに「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成八年九月二十日閣議決定。以下「基準」という。）に反するとはいえないと考えている。

二について

神奈川県及び横浜市によれば、社団法人横浜市医師会は、横浜市健康福祉総合センターの一部を横浜市から減額された賃料で賃借しており、平成十三年三月十二日に横浜市が調査した段階においては、同会及び横浜市医師連盟の事務所の所在地は同一であり、同会の事務所内に同連盟の文書が保管されるなどの事実があったが、同会においては公益法人としての目的に沿った活動が行われているとのことであり、これ

らの団体の事務所の所在地が同一であったこと等をもって直ちに基準に反するとはいえないと考えている。

なお、同連盟は、平成十三年三月二十九日付けで神奈川県選挙管理委員会に対して主たる事務所の所在地の異動の届出をしたと承知している。

三について

平成十三年六月二十八日現在、社団法人日本医師会の事務所の所在地は東京都文京区本駒込二丁目二八番十六号であり、社団法人日本歯科医師会の事務所の所在地は東京都千代田区九段北四丁目一番二十号であると承知している。

総務大臣に政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）に基づく届出をしている政治団体で、平成十三年六月二十八日現在、その主たる事務所が東京都文京区本駒込二丁目二八番十六号に所在する旨の届出をしているものは、武見敬三後援会、日本医師連盟、日本医師連盟自由国民会議及び宮崎秀樹後援会であり、また、その主たる事務所が東京都千代田区九段北四丁目一番二十号に所在する旨の届出をしているものは、大島慶久中央後援会、中原爽中央後援会、日本歯科医師連盟及び日本歯科衛生士連盟である。

四について

御指摘の「公共関連施設」がいかなるものを指すのか明らかではないので、お答えすることは困難である。